

業 務 仕 様 書

1 使用機種

パイロットのほかに4名以上が搭乗できるヘリコプター

2 調査時期及び時間

令和3年9月6日～9月30日のうち5時間40分とする。但し、原則として、荒天により飛行できない場合を除き、9月6日及び9月7日に飛行することとする。飛行時間の配分は契約後、県の指示に基づいて実施する。

3 飛行区域、飛行コース及びヘリポート

飛行区域は、盛岡市、滝沢市、雫石町、岩手町、八幡平市、一戸町、遠野市、大船渡市、陸前高田市、住田町とするが、飛行時間の範囲内で調整することがある。

飛行コースについては、別途指示する。ヘリポートは、盛岡市、滝沢市、雫石町、岩手町、八幡平市、一戸町にあっては八幡平市松尾総合運動場イベント広場、遠野市、大船渡市、陸前高田市、住田町にあっては大船渡市鷹生ダム多目的広場を使用予定。

4 調査搭乗者

別途指示する。

5 搭乗者保険

搭乗者に対する賠償責任保険に係る費用は航空会社が負担するものとする。第三者乗客包括賠償責任保険等に加入した場合はその契約書の写しを提出すること。

6 その他

飛行コース、飛行高度及び飛行速度については搭乗している県の担当者の指示に従うものとする。